

## 資料No.1

### 子ども・子育て支援新制度について

そもそも「子ども・子育て支援新制度」とは…

「子ども・子育て支援制度」とは、子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関係法律の整備法）に基づき実施される、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことです。児童期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などを目指しています。

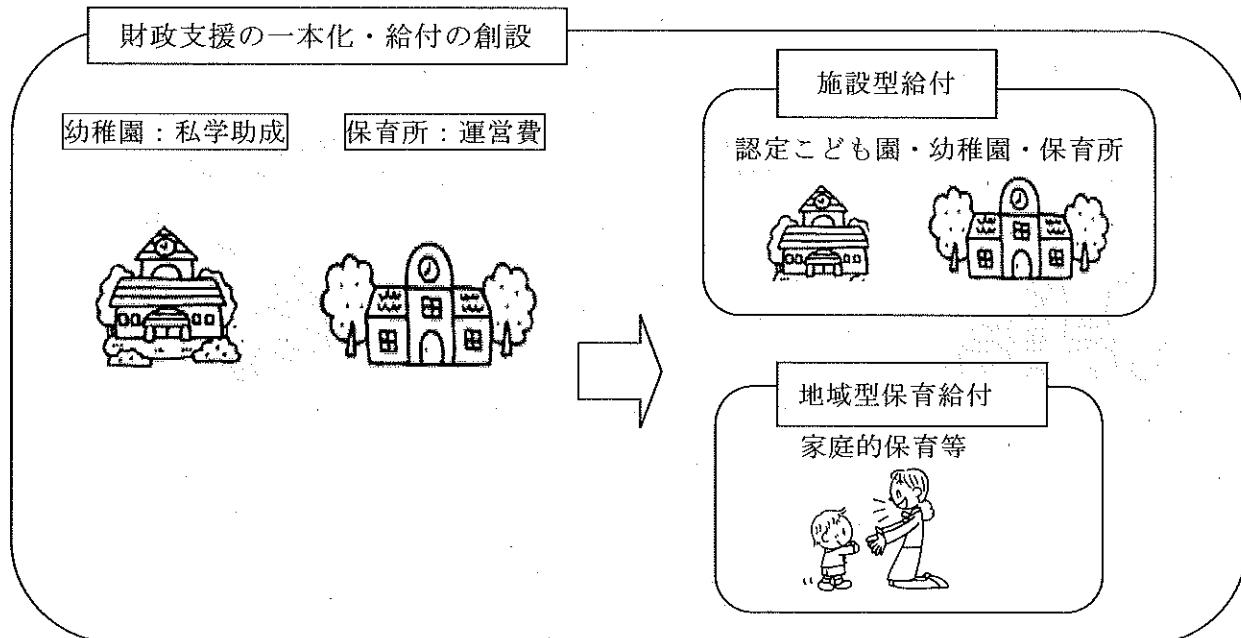
この制度は、平成27年4月から本格的にスタートする予定です。

#### 【子ども・子育て支援新制度の主なポイント】

##### ① 幼児期の学校教育・保育に関する給付制度（「施設型給付」と「地域型保育給付」）の創設

幼稚園や保育所などに対しこれまで個別に行われてきた公的な財政支援について、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の「施設型給付」が創設され、一本化されます。

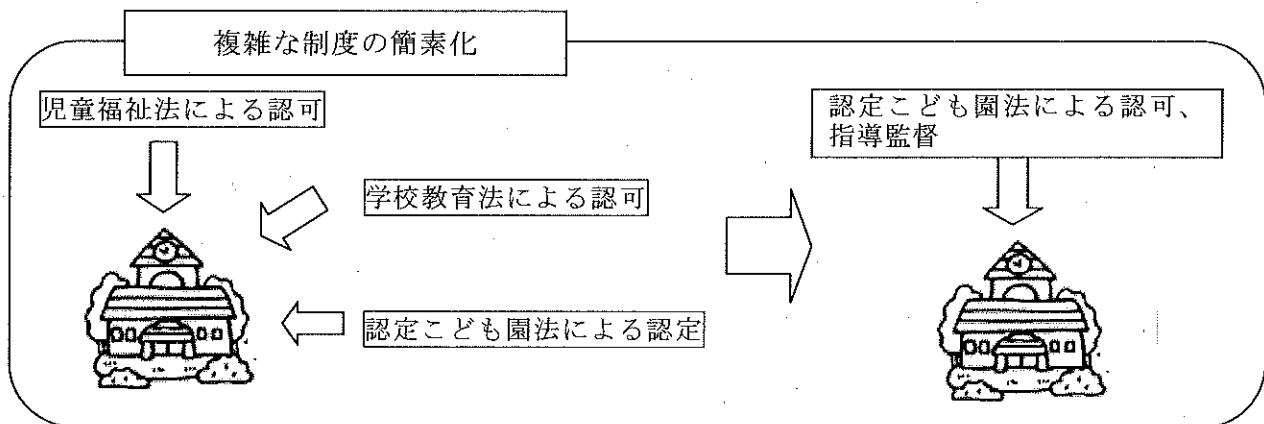
新たな給付である「地域型保育給付」が創設され、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育」、子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」、この4つの事業についても公的な財政支援の対象となります。



## ② 認定こども園制度の改善

今まで複雑な仕組みであった幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督等が一本化されます。また、認定こども園の財政支援を一本化し、設置の促進を図ることとされています。

(既存の幼稚園や保育所からの移行については義務付けず、政策的に促進するとされています。)

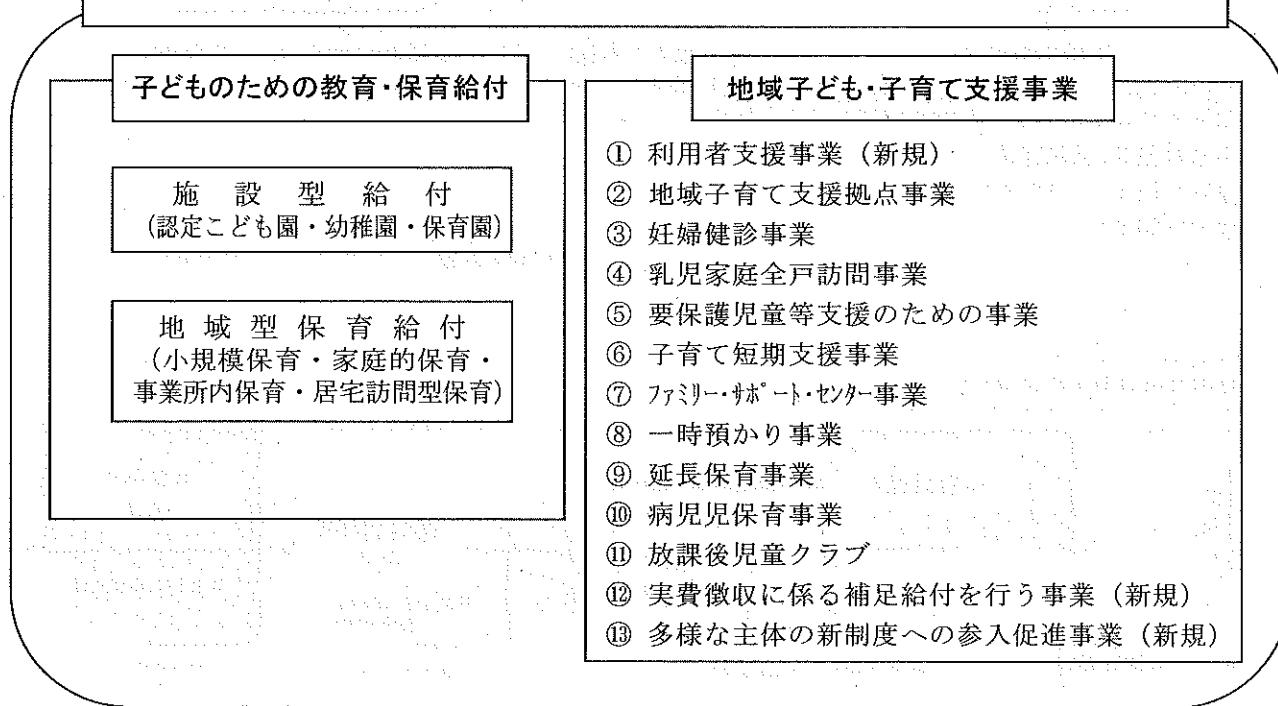


## ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

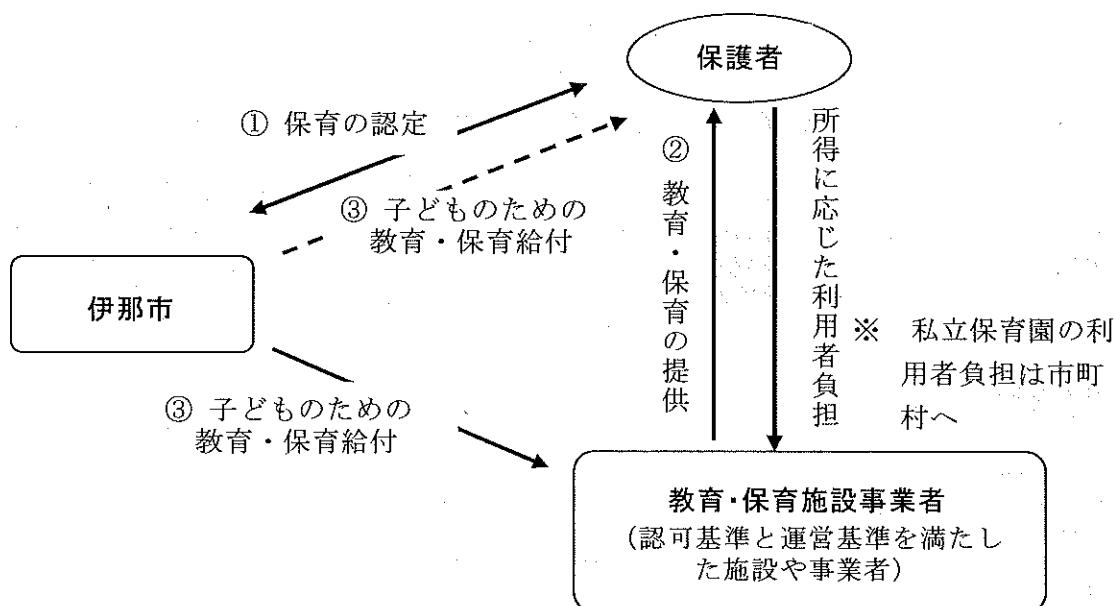
消費税率引上げによる財源を活用し、子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、「全ての子育て家庭を対象に」地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業などを「地域子ども・子育て支援事業」として位置付け、拡充を図ることとされています。



## 新制度における給付・事業の全体像 市町村で、子ども・子育て支援事業計画を策定



## 新制度での幼稚園や保育所などの教育・保育サービスのイメージ



新しい制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を市に対して行い、それに基づいて市が認定を行います。(①)

認定を受けた保護者が、認可され運営の基準を満たした施設や事業者を利用したときに(②)、市から給付が行われる(③)仕組みとなります。

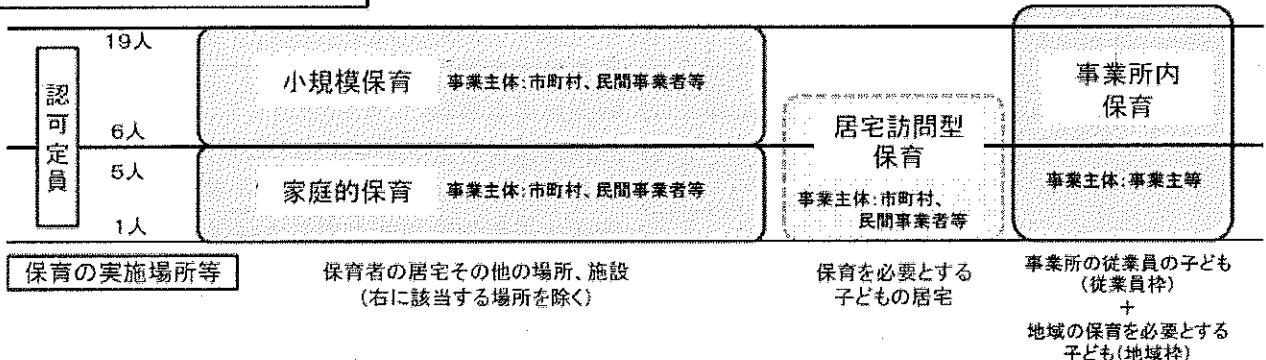
※給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設・事業者が保護者に代わり給付を受け取る仕組み（法定代理受領制度）となります

## 1. 地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

- ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
- ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
- ◇居宅訪問型保育
- ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

地域型保育事業の位置付け



## 地域子ども・子育て支援事業の概要

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

### 【対象事業】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

### ①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（参考：資料5－2）

### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

### ③妊婦健康診査

妊娠の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業（参考：資料5－3）

### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

### ⑤・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

### ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

2

### ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

### ⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

### ⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として屋間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（参考：資料5－4）

### ⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業（参考：資料5－5）

### ⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業  
(参考：資料5－6)

### ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により屋間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業（参考：資料5－7）

3

## 新制度における給付対象となるための「認可」と「確認」

新制度による施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

- 「認可」：人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を満たしているか。
- 「確認」：会計処理や情報公開などの基準を満たし、給付対象施設・事業者として適格か。

	施設・事業	認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	長野県	伊那市
	幼稚園		
	保育園		
地域型保育事業	小規模保育	伊那市	
	家庭的保育	<p><b>※重要</b></p> <p>「認可に関する基準」と確認に関する基準」を伊那市が条例で定める必要があります。</p>	
	事業所内保育 ※1		
	居宅訪問型保育		
		資料No. 2 参照	資料No. 3 参照

※1 事業所内保育が地域型保育給付の対象となるためには、従業員のほか、地域における保育を必要とする子にも保育を提供することが必要です。

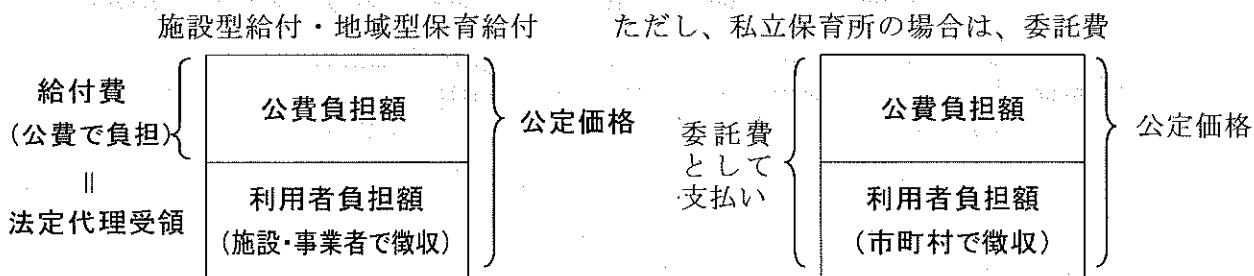
「認可」と「確認」を受け、「特定教育・保育施設設置者」「特定地域型保育事業者」になると…

- 施設型給付や地域型保育給付の対象となる一方で、以下のような責務が課されます。
  - ・正当な理由がなければ利用申込みを拒んではならない応諾義務
  - ・定員を超える利用申込みがあった場合の公正な方法による選考
  - ・子どもに対する適切な教育・保育の提供
- 業務管理体制の整備や、教育・保育に関する情報の報告及び公表が求められます。
  - ・業務管理体制の整備
    - 法令遵守責任者の選任や、規模に応じて法令遵守規程の制定が求められます。
    - ・教育・保育に関する情報の報告及び公表
      - 教育・保育理念などの運営方針や教育・保育内容などの報告や公表が求められます。
- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合は、事前の届出、3か月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整が必要になります。
  - (施設・事業自体から撤退するには、設置認可の権限を持つ都道府県知事等の認可等が必要)
- 運営基準の遵守のため、確認権者である市町村による指導監督を受けることになります。
  - (立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等)

## 「施設型給付」と「地域型保育給付」の基本的な構造

施設型給付・地域型保育給付は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(公定価格)」から「政令で定める額を限度として市町村が定める額(利用者負担額)」を引いた額となります。

「給付費」=「国が定める公定価格」-「市町村が定める利用者負担額」



## 新制度での幼稚園や保育所などの教育・保育サービスの利用方法

① 支給認定(保育の必要性の認定)を受ける。

「保育が必要かどうか(1号(保育が必要な3~5歳)・2号(保育が必要な3~5歳)・3号(保育が必要な0~2歳))」や、「保育が必要な場合の保育の必要量(保護者の1ヶ月の就労時間により、「保育標準時間」か「保育短時間」)」等の認定を受け、認定証の交付を受けます。

② 施設や事業を選択する。

保護者は、認定された保育の必要性の有無や必要量に応じて、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などの中から、ニーズに合った施設や事業を選択します。

③ 利用の申込みをする。

保育を必要としない場合：幼稚園や認定こども園に申し込みを行います。

保育を必要とする場合：原則、市町村に申込みを行います。

④ 市町村による利用調整

保護者から利用申込みを受けた市町村は、利用調整や、必要に応じたあっせん、施設に対する利用要請などを行います。

※ 支給認定の有無にかかわらず、一時預かり等の地域子ども・子育て支援事業の利用が可能です。

### 【教育・保育給付と認定の関係】

		小学校就学前までの子					
		満3歳以上			満3歳未満		
		保育不要 (1号認定)	保育必要 (2号認定)	保育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育必要 (3号認定)
特定教育・ 保育施設	認定こども園	施設型給付	施設型給付				施設型給付
	幼稚園	施設型給付	施設型給付	※			
	保育園	施設型給付 ※	施設型給付				施設型給付
特定地域型 保育事業	小規模保育						
	家庭的保育	地域型保育給付 ※	地域型保育給付	※			地域型保育給付
※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に係る特例給付については、緊急時の支払いや、地域に認定区分に対応する施設がないなど、市町村が必要と認める場合に対応。							

## 新制度での利用者負担

新制度における利用者負担については、所得に応じた負担（応能負担）を基本とした共通の仕組みになり、その額は、国が定める水準を踏まえ、市町村が設定します。

### 【利用者負担のイメージ】

所得階層	1号認定	2号認定		3号認定	
	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
教育標準時間と保育標準時間の利用者負担は、現行の利用者負担の水準を基本に設定、保育短時間は、教育標準時間や保育標準時間の利用者負担の一定割合に設定する方向で検討されています。					